

意見提出要領

1 意見募集対象

「平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間適用される東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数」

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課審議会係にて報道資料を配布するものとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局総務課審議会係あて

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5 インチ、2HD

光ディスク：コンパクトディスク

光磁気ディスク：MO ディスク

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X 番号： 0 3－5 2 5 3－5 7 1 4

総務省情報流通行政局総務課審議会係あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： kaikai@ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

総務省情報流通行政局総務課審議会係あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 W o r d ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 M B となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成 2 1 年 5 月 1 4 日（木）午後 5 時（必着）（郵送の場合も、平成 2 1 年 5 月 1 4 日（木）必着とします。）

5 留意事項

意見が 1 0 0 0 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e－G o v]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課審議会係にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成21年4月14日付けで公告された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。